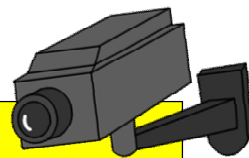


店舗、工場、倉庫、駐車場、畑、アパート等に設置する



防犯カメラ作動中

事業所用防犯カメラ購入費を補助します

第1回申請期間

令和7年10月1日(水)～

令和7年10月31日(金)

※予算の範囲内で抽選

第2回申請期間

令和7年11月1日(土)～

令和8年 3月31日(火)

※第1回の時点で予算を超えた申請があった場合には行いません。先着順。

令和7年度限り！
上限5万円だよ～



大泉町マスコットキャラクター
「イズミオ～」

補助対象者	次に掲げる要件をすべて満たす個人事業者または法人 ①町内にある事業所等で現在事業を営んでいること ②暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係がないこと ③町税の滞納がないこと
補助金額 補助対象品目	次の防犯カメラ等の 購入および設置工事費(税込)の1/2(上限5万円) ・防犯カメラ本体、モニター、録画装置等 ・防犯カメラ作動中ステッカー等 ※パソコン、タブレット、スマートフォン等は除きます。
認定申請方法	次の書類を安全安心課に提出(1事業所等につき1回限り) ①大泉町事業所用防犯カメラ等設置補助金認定申請書 ②防犯カメラ等の見積書 および 内訳が分かる明細等 ③防犯カメラ等設置場所で事業を営んでいることを証する書類 ※書類の例 所在証明書、個人事業の開業・廃業等届出書の写し、 賃貸借契約書の写し、確定申告書の写し など ※その他、事業の確認に必要な書類の提出をお願いすることがあります。

問合せ先

大泉町 総務部 安全安心課

8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

Tel: 0276-63-3111(内線 842)

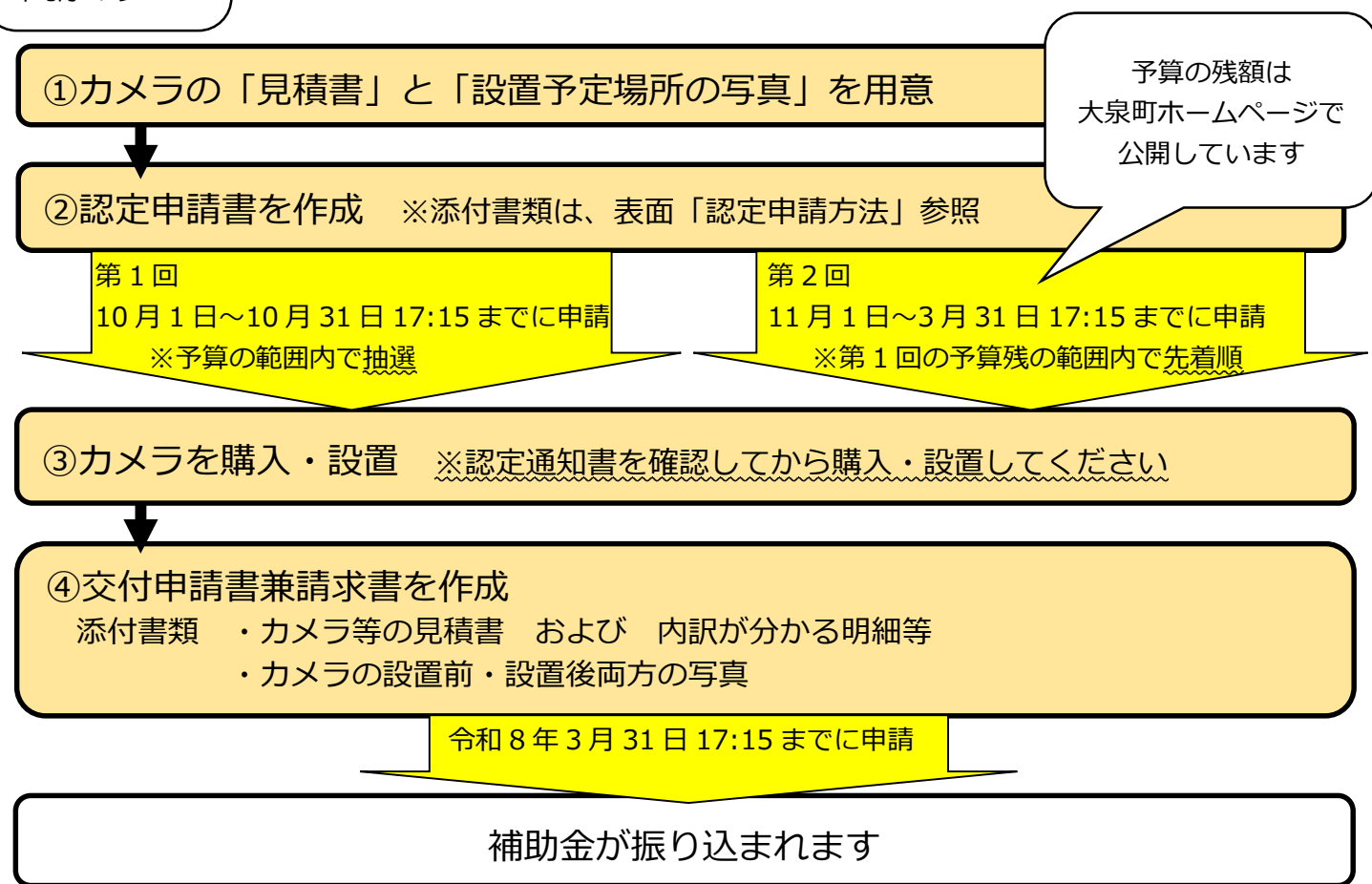
大泉町ホームページ

詳しくはこちら



裏面もご確認ください

申請のフロー



Q & A

「事業所等」とは？	店舗、工場、倉庫、駐車場、畑、アパート等の事業の用に供する土地および建物をいいます。 農業や不動産業など業種は問いませんが、次の事業の用に供する土地および建物は除きます。 ①宗教活動または政治活動 ②性風俗関連特殊営業またはこれに係る接客業務受託営業
自宅で事業を営んでいる場合も対象？	個人事業の開業・廃業等届出書の写し等で自宅で事業を営んでいることを確認することができる場合には、対象となります。
どこに設置すればいい？	事業所等の屋内や敷地内に、常時撮影可能な状態で固定して設置してください。 やむを得ず撮影範囲に隣家が含まれる場合は、隣家に承諾を得てください。
玄関のインターホンも対象？	インターホンが押された時のみ撮影するものは対象外です。 人感センサー等によりインターホンが押された時以外にも常時撮影可能な状態となっているインターホンは対象となります。
最新機種が発売されたらすぐに買い換えてもいい？	補助金の認定を受けたカメラは、交付決定を受けた日から 3 年間は売却や廃棄等の処分をしてはいけません。 ただし、天災による破損等やむを得ない理由で処分する場合は除きます。
郵送で申請できる？	申請できます。 郵送の場合、到着日の 17 時 15 分に申請があったものとみなします。

大泉町ホームページに掲載されている補助条件等をご確認いただいたうえで申請してください。